

第9回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年3月20日（火）午後1時30分

場 所 大田原市南別館 2階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

1 番 木村 光一 2 番 清水 眞理子

4 議 題

- (1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について
- (2) 報告第2号 農地所有適格法人の設立について
- (3) 議案第1号 農地法第3条第2項第5号に規定する「別断面積」の設定について
- (4) 議案第2号 「農業委員会の権限に属する事務の市長との間における事務の補助執行に関する規則の一部を改正する農業委員会規則」について
- (5) 議案第3号 「大田原市農業委員会処務規程の一部を改正する農業委員会訓令」について
- (6) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (7) 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (8) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (9) 議案第7号 非農地証明願について
- (10) 議案第8号 農地法第3条買受適格証明願について
- (11) 議案第9号 農地法第5条買受適格証明願について
- (12) 議案第10号 土地改良事業参加資格交替について
- (13) 議案第11号 農用地利用集積計画について
- (14) 議案第12号 農地中間管理事業について

5 出席委員（16名）（法律第27条第3項規定）

1 番 木村 光一 2 番 清水 眞理子
3 番 石崎 陽一 4 番 唐橋 洋子
5 番 小沼 伸枝 6 番 吉成 一

7 番	助川	悦夫	8 番	越沼	良
9 番	鈴木	賢一	10 番	相馬	和恵
11 番	細岡	則雄	12 番	高崎	真一
13 番	佐藤	長次	14 番	荒井	一夫
15 番	中山	知代子	16 番	阿見	芳

6 欠席委員 (1名)

17 番 津久井 勝之

7 本委員会に出席した職員

(1) 農業振興係長	五月女	博子
(2) 農地調整係長	田上	建二
(3) 農地調整係主査	北條	文康
(4) 農地調整係主任主事	金沢	翔平
(5) 農業公社業務係長	小林	正尚
(6) 農政課農政係主事	平石	健一

開会の宣言

午前1時30分 開会

大田原市農業委員憲章唱和 (全委員)

事務局 (五月女 博子) 大田原市農業委員会総会規則第5条により会長は、総会の議長となり、議事を整理すると定められておりますので、議長は農業委員会会長の荒井一夫委員にお願いします。

議長挨拶 (荒井 一夫)

議長挨拶 (荒井 一夫) 本日の出席委員は16名、欠席1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、ただいまから第9回農業委員会総会を開催いたします。

議長 (荒井 一夫) 議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。

<異議なし>

議長 (荒井 一夫) 異議なしと認め、議事録署名人には1番 木村光一委員、2番 清水眞理子委員にお願いします。

会議の書記につきましては事務局の五月女係長にお願いいたします。

議長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。始めに報告第1号「農地法

第5条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (田上 建二) <総会資料に基づき読み上げ1ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告を終わります。

議長 (荒井 一夫) 次に報告第2号「農地所有適格法人の設立について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (田上 建二) <総会資料に基づき読み上げ2、3ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告を終わります。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第1号「農地法第3条第2項第5号に規定する「別断面積」の設定について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (田上 建二) <総会資料に基づき読み上げ4、5ページ>

この制度は50アール未満の場合3条許可はできないといういわゆる下限面積要件というものですが、平成21年の農地法改正により、地域の実情に応じて50アール以下の面積を設定することができるというものです

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案どおり設定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号は、原案どおり設定することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第2号「農業委員会の権限に属する事務の市長との間における事務の補助執行に関する規則の一部を改正する農業委員会規則について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (五月女 博子) <総会資料に基づき読み6、7ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

佐藤 長次委員 支所で証明が取れるとのことですが、それだけの知識があつて対応していただけるように、職員の配置等問題のないようにしていただきたいと思います。その対応について配慮されているのかお伺いします。

事務局 (五月女 博子) はい。現在湯津上支所、黒羽支所にも農業委員会と同じ農地台帳が見れる機械が置いてあります。その機械で耕作証明が打ち出されるので、ご本人からの申請など、個人情報ので問題がなければ、名前を検索して打ち出すだけなので、特に知識というか問題なく対応してもらえます。佐藤委員がおっしゃられる知識がないと難しいという点では、3条の申請や納税猶予の証明の受付などは知識がないと判断ができないという事由で削除することとなりました。

佐藤 長次委員 電算処理ができるということを知りませんでしたので、そういうことであればどこでも同じ情報が見れるということで心配はありませんが、3条申請などは慎重に扱っていただければと思います。

議 長 (荒井 一夫) その他質疑はありませんか
<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
本議案について、原案どおり承認することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案通り承認することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第3号「大田原市農業委員会処務規程の一部を改正する農業委員会訓令について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (五月女 博子) <総会資料に基づき読み8、9ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
本議案について、原案どおり承認することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は原案通り承認することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (北條 文康) <総会資料に基づき読み上げ10ページ>

議 長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報

告願います。

現地調査担当委員（越沼 良） 去る3月14日現地調査班第3班及び事務局とともに現地調査を行いましたので、調査結果について報告します。

農地法第3条の規定による許可申請8件について、地元推進委員、事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題ないと思われま
す。以上報告します。

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案どおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第4号は原案どおり許可することといたします。

議 長 （荒井 一夫） 次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 （北條 文康） <総会資料に基づいて読み上げ、11ページ>

議 長 （荒井 一夫） 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。

現地調査担当委員（越沼 良） 調査結果について報告します。

ただいまの農地法第4条の規定による許可申請1件について地元推進委員と現地調査をしたところ、何ら問題ないと思います。以上報告いたします。

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案どおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第5号は原案どおり許可することといたします。

議 長 （荒井 一夫） 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 （北條 文康） <総会資料に基づいて読み上げ、12～18ページ>

議 長 （荒井 一夫） 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。

現地調査担当委員（越沼 良） 調査結果について報告します。

ただいまの農地法第5条の規定による許可申請7件について地元推進委員と現地調査をしたところ、何ら問題ないと思います。以上報告いたします。

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号2番を除いて、原案どおり許可することとし、また、2番を許可相当と決定し、栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第6号は2番を除いて原案どおり許可することといたします。また、2番を許可相当と決定し、栃木県農会議に意見を求めることとします。

議 長 （荒井 一夫） ここで、議長を交代します。議長は佐藤職務代理に願います。

議 長 （佐藤 長次） 議長を変わらせていただきます。それでは、議案第7号「非農地証明願について」を上程します。なお、申請番号4番は議事参与に該当しますので、4番を除いて事務局から説明を願います。

事務局 （金沢 翔平） <総会資料に基づいて読み上げ19～21ページ>

議 長 （佐藤 長次） それでは、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。

現地調査担当員（越沼 良） 調査結果について報告します。

ただいまの非農地証明願3件について地元推進委員と現地調査したところ、申請地及び周辺の状況から見て、すべて20年以上前から非農地であったもの、あるいは農地への復元が困難なものと推測しますので、何ら問題ないと思われま。以上報告いたします。

議 長 （佐藤 長次） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 （佐藤 長次） 質疑がないようですので、採決いたします。

議 長 （佐藤 長次） 本議案について、原案通り証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （佐藤 長次） 全委員賛成と認めます。議案第7号は、4番を除いて原

案どおり証明することといたします。

議長 (佐藤 長次) 次に、議案第7号「非農地証明願について」の4番を上程します。議事参与に該当しますので、荒井一夫委員は退室願います事務局から説明をお願いします。

事務局 (金沢 翔平) <総会資料に基づいて読み上げ22ページ>

議長 (佐藤 長次) それでは、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。

現地調査担当員(越沼 良) 先ほどと同じく地元推進委員と現地調査したところ、申請地及び周辺の状況から見て、すべて20年以上前から非農地であったもの、あるいは農地への復元が困難なものと推測しますので、何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。

議長 (佐藤 長次) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

中山 知代子委員 ここは公民館として使っているのですか

事務局 (金沢 翔平) 公民館の前にはなっていますが、公民館の敷地というよりも、駐車場と水路のU字工だったり、水槽だったり雑多な使われ方をされていて、農地としての復元は難しい土地と思われます。

議長 (佐藤 長次) 今回、私も現地調査担当で見てきたので、補足説明させていただきます。水槽としての役割をしている部分ですが、稲が発芽するまで水に浸している、コンクリートの4畳くらいの水槽施設です。その他、水路のU字工だったり、農地としての復元は難しい土地です。以上付け加えさせていただきます。

議長 (佐藤 長次) 他にありませんか
<質疑なし>

議長 (佐藤 長次) 質疑がないようですので、採決いたします。

議長 (佐藤 長次) 本議案について、原案通り証明することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>

議長 (佐藤 長次) 全委員賛成と認めます。議案第7号の4番は、原案どおり証明することといたします。荒井一夫委員は入室願います。

議長 (佐藤 長次) ここで荒井議長に交代します。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第8号「農地法第3条買受適格証明願について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (金沢 翔平) <総会資料に基づいて読み上げ、23～25ページ>

差替え資料の案件について。当初、予定していた日程までに、公売の周知や、農業委員会での許可が必要という説明の周知が十分でなかったこ

とを踏まえ、延期となり、それに伴い申請者が追加ということで修正したものです。

議長（荒井 一夫） 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。

現地調査担当委員（越沼 良） 調査結果について報告します。

ただいまの大田原市の公売農地4件について、3条買受適格申請に基づき地元推進委員と事務局の報告により調査、検討した結果、すべての願い出人は農業に従事しており経営の規模拡大を図るため入札の参加を考え申請したとのことであり、何ら問題ないと思います。以上報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございますか。

<質疑なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

議長（荒井 一夫） 本議案について、原案通り証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第8号は、原案どおり証明することといたします。

議長（荒井 一夫） 次に、議案第9号「農地法第5条買受適格証明願について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（金沢 翔平） <総会資料に基づいて読み上げ、26ページ>

昨年、一度落札したのですが、辞退したため、あらためて申請するものです。

議長（荒井 一夫） 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。

現地調査担当委員（越沼 良） 調査結果について報告します。

ただいまの農地法第5条買受適格申請に基づき地元推進委員と事務局の報告により調査、検討した結果、何ら問題ないと思います。以上報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございますか。

<質疑なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

議長（荒井 一夫） 本議案について、原案通り証明することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第9号は、原案どおり証明することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第10号「土地改良事業参加資格交替について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (金沢 翔平) <総会資料に基づいて読み上げ27～31ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

小沼 伸枝委員 土地改良の参加資格とは。資格者交替とは。流れを教えてください。

事務局 (金沢 翔平) 一般的に土地改良は所有者が参加するものですが、今回出てきた土地はすべて賃貸借されている土地で、現資格者が借りている人で、新資格者が所有者となります。土地改良事業に参加するには、所有者が参加することとなっていて、資格者を交代するには農業委員会の承認が必要ということで、今回の議案にあがっています。

議 長 (荒井 一夫) そのほかありませんか

＜質疑なし＞

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議 長 (荒井 一夫) 本議案について、原案通り承認することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第10号は、原案どおり承認することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第11号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (小林 正尚) <総会資料に基づいて読み上げ、32～42ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

＜質疑なし＞

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議 長 (荒井 一夫) 本議案について、原案どおり承認することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第11号は原案どおり承認することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第12号「農地中間管理事業について」を上程

します。事務局から説明を願います。

事務局 (平石 健一) <総会資料に基づいて読み上げ、43、44ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議長 (荒井 一夫) 本議案について、原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第12号は原案どおり承認することといたします。

議長 (荒井 一夫) 本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。その他に入ります。議事案件以外に委員のみなさまからご意見、ご質問等ありませんか

木村 光一委員 休憩を願います

議長 (荒井 一夫) それでは少し休憩をはさみ、その他に移りたいと思います。

<暫時休憩>

議長 (荒井 一夫) それでは、再開します。

その他でご意見等ある方

高崎 真一委員 農地に育苗施設を作る場合、コンクリートを打ちたいが、それは可能か

議長 (荒井 一夫) 今、まさに話題になっている事案なので、事務局で説明をお願いします。

事務局 (田上 建二) 今の段階で分かっていることをお話ししますと、法改正が国会に上がってる段階ですが、新しく農地の上にハウスなどを張った場合は農地のままですが、すでに、農地の上にコンクリートなどを張ってハウスなどを作っているものを農地として認めるかを調査している段階です。そちらについてはどのような扱いになるかまだわかりませんが、新たに行われる場合は転用ではなく、届け出を行えばよいということになります。

高崎 真一委員 自分の土地ならいいのだが、借りている農地にそれをやってもいいのでしょうか。届け出をすればよいということですか。

議長 (荒井 一夫) 今まさに審議中で、こういう土地も農地として扱いますよという動きにはなっていますが、今言ったような借りてる土地については、貸し手借り手間の問題になって、双方での話し合いによって決

めることになるのではないのでしょうか。

中山 知代子委員　　今の話は、水稻に限ってのことなのでしょうか。それとも、他の作物も対象なのでしょうか

事務局（田上 建二）　国は、園芸作物と言っているだけで、水稻とは言っていません。ただ、どこまでを認めるかはまだ明確になっておらず、調査段階です。

議 長（荒井 一夫）　この件について、新聞等々にも出ているので、委員の皆様は先に情報を得て、農家の方々に指導していけるというのが農業委員の立場かと思えます。

議 長（荒井 一夫）その他ありませんか
＜ありません＞

議 長（荒井 一夫）　以上で第9回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後3時30分 閉 会